

<p>入札条件</p>	<p>1 受注者は、委託業務の実施に当たっては、「公共建築設計業務委託共通仕様書(平成21年版)」、公告日又は指名通知日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。 山口県業務委託共通仕様書は、山口県技術管理課HPを参照のこと。</p> <p>2 当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、業務委託条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。</p> <p>3 受注者は、委託業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。</p> <p>4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 業務委託条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。</p> <p>6 契約会計年度には、前払金の支払を行わない。</p>
<p>指示事項</p>	<p>1 建築関係建設コンサルタント業務を除く業務委託の受注者は、請負代金額100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス(測量調査設計業務実績情報システム)((一財)日本建設情報総合センター(以下、「JACIC」という。))に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。 なお、提出の期限は、以下のとおりとする。 (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者、照査技術者のいずれかに変更があった場合は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に変更データを提出すること。</p> <p>2 建築関係建設コンサルタント業務委託の受注者は、請負代金額100万円以上の場合、業務完了後10日(ただし、土曜日、日曜日、祝日等は除く。)以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に基づき「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(一社)公共建築協会に提出するとともに、当該協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。</p> <p>3 暴力団等(暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。)からの不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)の排除について (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領」別表の措置基準「25 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9か月の指名停止措置を検討する。 (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。</p>

指示事項	<p>(3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。</p> <p>(4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。</p>
------	---